

神宮必携
神道教導軌範
合



014232-000-1

特18-416

神道教導軌範(神宮必携)

柴崎 翠山/著

M29

ABB-0560



特18
416

柴寄翠山著

敬神國

神官
義携
申道
孝道
車記

大和國山邊郡
丹波市所宗三
島天理教會
御本部前

今村松聲堂藏版

はしあき

著者今歳の春病にかゝりて床に打ち臥しぬるれり只管神の御助けを祈り奉れり或る夜夢の裡に白衣の翁ありて枕頭に立ちて告げ給ふには病の苦しみを助け得さすべし去るかはりに爾ちの常に信ずる所の神の道を書き著らばして世人に知らすべしとなり不思議なるかな其後五七日を経ちて病は全く快くなりぬきて書き物を著らばすことは到底も余が力の及ぶ所にあらず故に止みなんと思ふと屢なりき然れども神の御助けを受けなばいひで出来ざることのあるべきと覺悟して嗚呼がましく筆紙の初め此神道教導軌範をものしぬ素より僻事も多かるべけれど観ん人ろえ余の到らぬ所なしと恕し給へん

丙申の年春五月

著者 翠山居士しるす

必携 神道教導軌範目次

- 第一章 天理教の教旨及び目的
- 第二章 天理教と稱する所以
- 第三章 天理教の祭神及び教祖
- 第四章 有神論
- 第五章 猜疑すること勿れ
- 第六章 躊躇すること勿れ
- 第七章 帝王を尊敬すべし
- 第八章 國家を愛すべし
- 第九章 國法を遵奉すべし

- 第十章 人倫を重すべし
- 第十一章 正直の首に神宿る
- 第十二章 恩を知らざる者は禽獸に劣る
- 第十三章 陰徳を施すべし
- 第十四章 八ツの埃を去るべし

目次 終

必携 神道教導軌範

翠山居士著述

第一章 天理教の教旨及び目的

天理教ハ我國神教の一にして 畏くも明治六年 天皇陛下より下し給ひし 三條の教憲を奉體し 一般の人民に此御趣意を知らしむるを以て教旨となす 三條の教憲とハ即ち

第一 敬神愛國の旨を體すべき事

第二 天理人道を明らむにすべき事

第三 皇上と奉戴し朝旨を遵守せしむべき事

是なり 而して敬神とは神を敬ひ奉ること 愛國とは我が日本の國を大切になし 此神國の光を落さぬやう 心掛くべき事なり 天理とは

天の道理にして 即ち日月の下界を照らし 雨露の地上を濡はし 又は四季として春夏秋冬の移り替り等より 人間を初めとして鳥獸魚虫草木に至るまで 凡ろ生を享けて此世に在る所以を云ふ 殊に人間は萬物の靈にして 萬の物に勝れたる智慧を 神より賜はりたるものなれば 禮もなく義もなき 鳥獸の如くなる能はず 必ず人の人たる道ありて 先づ神に對する務、國家に對する務、社會に對する務、家族に對する務、自分に對する務など 自然に定まりたる義務といふものあり されば天理人道を明らかにせよと定め給ひしなり 何れの國にても 其住む所の國の帝王は 國の主權者なれば 必ず敬ひ尊ばざるものなし 殊に我國の 天皇陛下は 外國の帝王とは差ひ神代より傳はり給ふ 神の御血統にましまして 天地の有らん限り日月と共に 萬代

易らせ給ふことなき 最とも尊とき現身神に在しませば 我々臣民たるものは 常に尊び敬ひの心を以て戴き奉らざるべからず さて我々の枕を高くして 世渡をなすことを得るものは 偏に 天皇陛下の御恩にまて 我國を治め給ふには 種々の法律規則を定め給へり されば 我國臣民たるものは 常に 陛下の御心を體志 能く國の法律規則を守り 其身を謹みて 聖恩の萬分一に報ひ奉らざるべからず 天理教は 惟神の大道を宣揚し 且つ人間をして神の御心に從ひ 誠の道を知り以て善きことをなし惡しき心を去り 人間の最も大なる快樂を得せしめ 其上人間相互の交際を圓滿にし 隨て世の中の安寧秩序を保ちたることを 一大目的となすものなり

第二章 天理教と稱する所以

天とは之れ此世界を掩ひ 我々の常に仰ひて見る所の青空にして 日月の懸る所 雨露の降る所なり すべて此世界にありとあらゆるものは言ふまでもなく 鳥獸魚虫草木まで 皆天の恵みを受けざるものなし さて鳥獸虫魚草木の類には 其聲に美しきもの 其色の美しきものあり 此等のものは 皆人間の目を歡ばし或は耳を歡ばすために造られたるものなり 又其肉及び實は人間の身體を養ふために出來たるものなり もし雨露の降ることなかりせば 如何なりと思ふや 雨露の降ることなければ 此世界に水なきに至らん 水は元と雨露の流れて 川となり海となり或は地の中に浸み込みて 再び湧き出づるものなり 水なければ草木は決して生長せざるなり 彼の旱魃には水少なきを以て 五穀爲に實のらざるなり 草木生長せざる時は

第一人間の食ふべき物着るべき物なきに至るべし 亦隨ひて鳥獸も生さること能はざる道理なり 素より川海は水なければ魚もまた住むこと能はざるべし 何んと雨露は大切なるものよあらざや かく大切な雨露の降るは 全く天の賜ものなり 而して雨露は世界到る所何處にても降るものよして 決して所よよりて降り 所よよりて降らざるが如き 依怙最負あることなし さて草木は雨露のみよてハ 生長するものにあらず 必ず光と熱を入用となす 故に太陽なるものありて 光と熱とを放なつものなり 太陽もまた依怙最負あるものにあらずして偏ねく照らすものなり 譬へば 此地は美しくしき所なるを以て照らし 此地は汚なき所なるを以て照らさずと 云ふが如きことばはなく 何地も同じことなり 尙又常に寒さばかり暑さばかりよても 草木

は生長するものにあらず 故に春夏秋冬の四季ありて 寒き時暑き時
 又は温かなる時あり 此四季を其順を變へることあらずして 昔より
 今に至るまで同じきなり尚今より後千萬年を経るとても 永劫變ること
 となし 必ず春過ぐれば夏來り 秋去れば冬となり 亦春に復へるも
 のなり さて此の如く天は 雨露及び光と熱を與へて萬の物を養ひ
 決して依怙眞實なく 又始めより終りまで變ることなく 常に一の道
 理を以て貫ぬけり 此の天の道理は即ち神の御心にして 誠に廣く大
 きく正直なるものなり 彼の高天の原と申すは 神の在します所にし
 て 前に述べし天のことなり 昔しの人語に「仰ヒテ天ニ愧ヂス」
 と云ふことあり 此は神の御心に背きてなければ 耻づるも足らず
 と云ふことなり 此を以て見れば 天即ち神、神即ち天なりと云ふこ

とを得べし 我の教會ハ天の道理に則りて 神の道を教へ説くものなり
 故に天理教會とは稱するなり

第三章 天理教の祭神及び教祖

我が國には八百萬の神とて 實に多くの神々をばはしまして 我國は素
 より我々人間を御守り給ふものなり 然れども八百萬の神の中よりは
 神代の御方もあり 又は人皇の御代の御方にて 殊に我國に功勞あり
 し 人々を祭れるものも鮮なからず 譬へば 菅原道真公の天満大自
 在威徳天神の如き 徳川家康公の東照宮權現の如きこれなり されば
 天理教は最も遠き神代の天神にして 我國開闢元始の神とも稱すべ
 き 十柱の神を祭り奉るなり 十柱の神の御名は國之常立神、豊雲野
 神、意富斗能地神、大斗乃辨神、游母陀琉神、阿夜可志古泥神、國之狹土

神、月夜見神、伊邪那岐神、伊邪那美神にして、此十柱の神を總稱して、天理王の尊と云ふなり。而して此十柱の神は、我國の歴史にも明らかに記せる所にして、實に、天皇陛下の遠き御先祖なり。然るに世間よては天理王の尊は、これ佛なりと云ひ、甚しきは狐狸の類なりと誣ゆるものあり。恐れ多きことよあらずや。

天理教の教祖は中山みきと云ひ、大和國山邊郡三島の人なり。今より五六十以前、天保九年初めて其端緒を開き、翌年教祖は神託を受けて、是れより神の道を布教するに至れり。實に教祖は農民の腹に宿りし一婦人なれども、人と爲り全智全徳にして、凡人の及ばざることを遠し。是れ全く神は此人を假りて、神の道を教へさせ給ひしものに外ならざるなり。されば、佛教に於ける釋迦或は耶蘇教よ於ける「イエス、ク

リスト」に、優ることありとも決して劣ることなきなり。

夫れ天理教は、今や全國に普及し、三百餘萬の信者を有し、其隆盛なること宛ながら旭日の東天に昇るが如し。之れ一に教祖の力にあらざるはなし。起源より以來僅かに數十年ならざるに、既に幾百萬の人心を取め、神の道に歸依せしむるを以て考ふれば、天理教は能く正理に合し、高大無邊なる教義に相違なかるべし。

第四章 有神論

或人は神ありと云ひ、或人は神なしと云ひ、世間の議論未だ定まらざるが如し。夫れ神は形なき者にして、耳に聽き目に視ること能はざるものなり。然れども、神の靈あることは疑なきことなり。譬へば、空氣は常に天地の間に満ちて、我々の身體の周囲を包むものなれども、

目に觸れ鼻に嗅ぐこと能はざるを以て 人々無きが如くに考ふるもの
 多し 然りと雖も 其現はれたる象即ち木の葉の自然に揺くを見 或
 は身體に觸れて 始めて空氣の有ることを知るべし 神も亦然り 其
 形無きものなるを以て 人々有無を疑ふと雖も 其現はれたる象及び
 其作用によりて神のあることを証するに足るものあり以下詳しく之
 を述べんとす
 夫れ今日を人間に智慧非常に發達し 諸々の學術其蘊奥を極め昔の人
 の夢にだも想像し能はざりし技術も 今の世に於て之を見ることが得
 べし 譬へば瞬く暇に千里に通ずるの電信あり 一時の間に數十里を
 駛する瀛車あり 或は二三里に達して 尙能く堅き壘を破り碎くべき
 巨砲あり 此等は素より精は精たり妙は妙たりと雖も 畢竟理化學の

應用にして怪しむに足らざるなり 是れ人間の智慧の開明により 昔
 の人の發明し能はざりしものも 今の人を發明せるのみ 然るに茲
 に人間の智慧にて推し究め能はざるものあり 世間の人は之を稱して
 理外の理と云へり 抑理外の理とは何ぞや 唯人間の智慧の追及く能
 えざるものに附ける語なり 世人精妙、微巧の技術を見て之を評する
 に 或は天真を欺くとか 或は神に逼るとか謂ふと雖も 余を之を妄
 語と謂はんとす 何となれば 人間の力によりて 天真を欺き或は神
 に逼るの域に達することは 企圖すること能はざるものなればなり
 若し天真を欺き神に逼るの人あらば 余を寧ろ人と謂はずして神なり
 と云はんのみ 夫れ神は全智全能にして 人間の智慧に卓越たること
 其幾何なるや測度べからず さて人間の形容を摸し造れるものと

活人形と云ふと雖も、之れ活きたる人形にあらずして、唯偶像たるのみ。若し活きたるものなれば、呼吸、運動、生育、血液、の循環など、凡て生理的作用あらざるべからず。唯其五官（耳目鼻口膚）の形容を殆んど活きたるものに摸せるのみ。其偶像に活氣を與ふことは、人間の力の爲し能ふ所にあらず。今や生理學なるものありて、人體の骨格、筋、肉の組織、種々の機關の作用を知ることを得べしと雖も、身體の生育、血液の循環、四肢の運動、大氣の呼吸などの作用は、何によりて然るやば之を知ること能はざるべし。又草木の種子を地の中に下せば、自然に萌芽を出し、漸々生育し、遂に花を開き、實を結ぶが如きは、人間の力の爲し得べき業なりや。植物生理學によりて、生育開花、結實の状を辨へ、知ることを得るのみにして、人間の力により、一莖の草、

一幹の木も造ること能はざるべし。凡ろ天地の間に在る所の、人類禽獸虫魚草木ハ、悉く人間以外の者によりて造られたるものなり。人間以外の者とは何ぞや、即ち神之れなり。獨り神は全智全能にして、實に不可思議なる妙靈を有するものなり。世間には往々神の靈の嚴正なることを知らずして、之を犯し、神の怒を蒙むるものあり。譬へば神罰によりて、疾病に罹り、或は不幸な遇ひて、家財を蕩盡するが如きは、實際に見ること屢あり。無神論者之れ神の所爲なることを知らずして、道理に於て然るべき事なし。然れども實際の証するものある以上は、是れ理外の理ならん。と謂はゆる理外の理とは神の爲し給ふ所の業にして、人間界の道理を以て推量し、能はざるものなり。人生れて必ず不幸あるは疑ふべからざる事實にして、何人も之を認

びる所なり 孔子曰く「天命如何トモ爲シ難シ」と 之れ人間の幸不幸
 は 道理によりて豫め知り得べきものにあらず 又左右し得べきもの
 にあらずるを云ふなり 然れども 古き語に曰く「大運天に在り 小
 運身に在りと」故に自己の爲行によりて 多少の幸不幸を招くことあ
 りといへども 大運に至りては神の力によらずんば 決して人の力を
 以て如何ともすること能はざるものなり されば人間の以外に於て
 必だ人間以上の智能を有するものありて 此天地間を主宰とれるは亦
 疑なかるべし 此天地間の主宰者こそ即ち神ならざるべからざ
 人皇第一代神武天皇は 靈時を鳥見山に建てて 皇祖天神を祭らせ給
 ひ 歴代の天皇も亦常に 神祇を祭り給へり 之れ神の在します証據
 にあらずや さて三種の神器として 我國歴代の天皇に 傳はる所の神

寶あり 其神聖なること譬ふるに物なし大古に天照皇太神は之れを授
 け給ふに當りて 「之ヲ見ルユト朕ノ如クセヨ」と宣ひしと されば三
 種の神器は神の靈の宿り給ふものなりと 云はざるを得ず 昔外國の
 僧神器の中なる神劍を 竊み逃げ歸らんとせしに 忽ちに天地晦冥と
 なり 風雨迅雷咫尺を辨ぜず 遂に神劍を捨て、走りしことあり 又
 は昔紫宸殿に火災ありし時 神鏡を捧げ出す暇なかりしを以て 既に
 火焰に焼かれしものと 思ひしに 不思議なるかな何時の間にか 御
 鏡は自然に火の中より飛び出で、 庭の樹に懸りしが如きは 人間の
 所爲にあらずして 必だ神の爲し給ふ所なり 是れ亦神の有ることを
 証するに足るべし

第五章 猜疑すること勿れ

凡ろ何事にても疑ひの心を懐くときは 隨て暗鬼を生ずるものなり
 敗れ軍の兵士ハ薄の揺くを見ても 追手なりと間違ひ 大に恐怖の心
 を起すものなり 譬へば 源平兩軍の富士川を挾んで陣取せる時に
 平家方は源氏の軍勢夜の中に河を渡り 襲ひ來るならんと疑ひて 夢
 温かに寝ること能はざりしに たまたま水禽の飛ぶ羽音に驚るき 其
 何物たるを知るに及ばずして 源氏の軍勢大に攻め來るなりと思ひ
 周章狼狽して逃げ走れり 之れ畢竟疑ひの心を持ちしにより 此に至
 りしものなり 尙近き例を擧ぐれば 自分の信用せる人の談話は 凡
 て眞實なりと思ひ 若し信用せざる人なれば たどひ其事實々正なり
 とも 俄に之を信用すること能はざるも如く 己れの精神の有る所に
 よりて 白きものも黒く見ゆ 黒きものも白く見ゆるものなり 赤子

は其心未だ一点の曇だに無く 實は天真爛漫のものなれば 奈何なる
 恐ろしき物に觸るとも 少とも心に介まざして 白刃にても烈火にて
 り之を握るも如きは 其精神清淨無垢にして 恐るべきもの厭ふべき
 もの憎くむべきものと 知らざるを以てなり 之に反して吾々若し朧
 月夜に戸の外を凝視する時は 或は樹の陰も動くも如く歩むも如く見ゆ
 ることあり 之れ猜疑のために精神を迷はされ 種々の妄想を起し
 果ては眼までかくの如く感ずるものなり
 前章既に述べし如く 神は人間を造り之を宰どり之を保護り給ふも
 のにして 吾々の生命は神の支配し給ふ所なり 然れば神は人に對し
 て生殺與奪の大權を掌握り給ふものなり 故に吾々の生れるも死るも
 神の爲し給ふ所なり 病氣富貴貧賤なども亦皆神の吾々に下し給ふ所

の禍福にして 神の御心に叶ふものは 長壽富貴などの幸福を得 神の御心に背けるものは天死貧賤などの禍害を蒙るものなり 是れ畢竟神の爲し給ふ賞罰に他ならざるなり 即ち天下の法を犯すものは罪せられ 善き行を爲すものは表彰らるゝと皆同じ道理あり 何として悪を賞め善を責むるの逆理あらんや 故に常に神の御心を體し神の命に給ふ所は 必ず之れに随ひ決して違背する所なければ 大なる幸福を下し給ふことは 疑ふべからざることなり 抑神の命とは何ぞや 古き語に曰く「天ニロナシ」と誠に然り 神は言語文字を以て示し給ふものにあらずして 自然によりて命し給ふものなり 人には必ず良き心あるものにして 吾々の行爲は皆此良き心によりて支配せらるゝものなり 人誰か善きことを爲して快からざる

ものあらんや 之に反てて悪しき事を爲すときは心の中何となく氣持ち悪しくして樂しからず 是れ無言中に神は吾々に善き事を爲し惡きことを爲すべからざることを命じ給ふなり 尙一の例を擧ぐれば吾々の身體を壯健にせんと欲すれば 常に攝生に心を用ふべしと神は命じ給へり 然るに其命に従はざるものあれば 直ちに責罰を加へ以て以後を懲らしめ給ふなり 即ち夜間は天地の間の温度大に降るものなれば 必ず其準意をなして 寒冷の氣に觸れざらんことを用心せざるべからざるに 或は薄着をなし或は假寐をなして 攝生を怠たることあれば 直ちに感冒をひきて苦痛を受けざるべからず 其他天の裁判は實に嚴正なるものにして 少し之を犯すこと能はざるものなり「天網恢々粗ニシテ漏サズ」と 暗夜の悪しき行も自然に露顯するが如

誠に争ふべからざるものあり 昔しの人に「天知ル地知ル我知ル爾
 知ル」として此四知を以て陰の惡を戒しめしものなり 是れ能く神の御
 心を體し能く神の命を大切にせるものと云ふべし
 嗚呼決して疑ふこと勿れ疑ふこと勿れ 神は必ず汝を保護し給ふもの
 なり 汝だに誠の心を持ちて一心に神を祈らば 神は必ず幸福を下し
 給ふものなり 若し神の功驗を疑ひ神を無にし神の御心に違ふものは
 實に愚なる人なり 早く汝の疑の心を去りて心底より神に事へ奉らざ
 るべからざらば

第六章 躊躇さるること勿れ

世界は廣し人類は多し 此中にはいまだ神の眞理を解せずして 神を
 信ぜざるもの神を敬ばざるもの神の御心に従はざるもの往々之れ有ら

ん 誠に嘆るはしきことにあらずや 此等の人に對ひて其了見違ひを
 言ひ聞かし 早く神に事ふる所の誠の人間とならしめんとすれば 其
 人は之を聞き入れずして曰く 我は最早年老ひて死ぬる迄は三五年を
 餘すのみなり 故に今より神に事ふるも既に遅くして 何の甲斐な
 らん死するまでには幸福を得らるゝ様にもなし 又今まで無信神なり
 しに此年して今更神祈りするも 人の笑を求むるが如しと 或は我を
 今日まで種々の惡事を働きて人を苦しめよば 神の怒りを受け居る
 は必定なり 然る今となりて神に祈るも神は我を許し給はざるべしと
 嗚呼何と間違ひの甚しきや たどひ年老ひたりと嘗て惡事をなし
 たりと 何とて神の御助けを願はざるや 是れ過ちに過ちを重ね罪
 に罪を重ねる道理にして 何時しか善き人となるべき時やある 死期

の最際にても神に祈らば神は喜んで 吾々の願ひを聞き給ふなるべし
 又嘗て悪しき事を爲したりとも一たび心を改め誠の道に返りなば
 神も亦前の罪を許し給ふなるべし 御神樂歌にも「悪シキヲ拂エテ助
 ケ給へ天理王尊」とあり 曇れる鏡も之を磨きて曇を去れば再び光れ
 るものとなるべし 古き語にも「過テハ改ムルニ憚カルコト勿レ」と
 是れ金言なり 長年の間悪しきことを爲て來たから 殘る生涯も悪し
 きことをなして神に背かふといふは 譬へば 四十年の間悪しき生活
 をしたるを以て後の三五年も非を加へねばならんと云ふと同じきなり
 尙一個譬ふれば 我が今まで歩みて來たりし道は間違ひにてありし
 により 間違ひ序に尙三五里も間違へんと云ふと 同じ道理にして誠
 に惡い了見と云はざるを得ず 此の如き人は早く其心得違ひを改めて

神に事へ誠の道に返らざるべからず 嗚呼躊躇すること勿れ

第七章 帝王と尊敬すへし

吾々の此穩かなる世に生れて枕を高くして太平を樂しむことを得る
 ものは 是れ偏に此世を治め給ふ 大君の御恵みなり 其御徳により
 て吾々安樂に此世に住むことを得るものなれば 吾々臣民たるものハ
 其御恵みを仰ぎ奉りて一日も忘るべからず

我日本國は萬世一系の 天皇陛下上に御照臨ましまして 御仁徳は天
 地の如く我々臣民を慈しみ給ふこと 宛ながら父母の兒に於けるが如
 し 人皇第一代神武天皇御即位より今に至るまで 歴代の數は百二十
 二代 年を累ぬると二千五百五十餘年にして 此間君と臣の分正し
 く臣として天皇の御位を望むものなし 時に謀叛を起して天朝の御命

に從はざるものありしも 朝敵必滅の理に漏れずして直ちに誅に伏せり 歴代の天皇も亦慈仁にたはしまして我々の先祖を愛し給へり 而して我國は太古神代より傳はりて世界に類なきいと尊とさき國體なり 彼の支那の如く兵卒の血を以て帝王の號を賣買するが如き國にあらず 佛蘭西の如く人民の輿論にて帝國ともなり共和國ともなるが如き國にあらず 獨乙の如く鐵と血を以て數多の小國を綴り合せし國にあらず 伊太利の如く謀を以て他國の力を用ゐ近頃纒かに他國の手を離れて獨立の面目を保つことを得たるが如き國にあらず 實に由緒正しき 皇祖皇宗の建て給ひし所の神國にして 水草を尋ねつゝ他國より漂ひ來りし野蠻の祖先とは日を同じくして論ずべきにあらず 亞米利加之如く靴工にても水夫にても智徳さへあれば主權者となることを得

べき國にあらず 建國以來かつて外國の爲に耻辱を蒙りしことなく 嘗て他國の下に立ちしことなく 實に金匱無欠にして萬國に秀ひでたる美き國なり かくる美とさき國に住み かくる神聖なる 天皇陛下の御惠みに浴する所の我々臣民たる者は 寤寐にも天恩の忝きを思ひて 天皇陛下を尊敬すべきことを忘るべからず 外國にては國家は君主より重きものなりと謂ふ論者あれども 我國にては決して然らず 國家と君主とは常に一致して輕重あることなし 即ち國家は君主の國家にして別物にあらず 人々能く此理を辨へて苟にも不敬のことあるべからず

第八章 國家と愛すべし

人ありて我家を蹂躪れば誰か之れを怒らざるものあらん 外國の人我

國を蹂躪するものあれば又誰か怒らざるものあらんや 若し之れを等閑
 として捨て置くものあらば即ち我が同胞にあらざるなり 我國忠良乃臣民
 にあらざるなり 古人謂へることあり「臣子身ヲ委于君ニ事フ凡ソ宗
 社ノ安危國家ノ利病生民ノ休戚吾レト君ト一ツモ是レ痛癢相關セザル
 ハナシ故ニ君ニ忠ナルハ國ヲ愛スルナリ國ヲ愛スルハ即チ是レ君ニ忠
 ナルナリ」と
 我が日本帝國は開闢より以來 天皇の御血統連綿として相續き 國家
 の基礎は確乎として 何れの世までも動ぜず 隨ひて君と臣の分正と
 忠義の風厚く 能く輝きたる國の光を持ち傳へ來れり 今より後と
 いへども益々國家の隆盛を致すべきは勿論にして 其太平無事なるこ
 とは萬國に比らぶべき者なし かくる美しき國に生れしものは此國土

を保ち護るの大義を盡さざるべからず 故に若し少しにて外國人の
 侮辱を受け國體の光を汚瀆す事あらば 國民たるもの國に盡くすの大
 義を奮ひて之を雪ぐざるべからず 之れが爲には家産も顧みるに足ら
 ず 之れが爲には 身命をも抛たざるべからず 人の最も惡くむべき
 ものは死なり 而して人の最も愛すべきものも亦死なり 生命一たび
 絶てば百の幸福千の快樂盡く皆止む 是れ死の最も惡くむべき所以な
 り 然れども國家のため節義に死するときには 美名後の世を照らし千
 載猶生けるが如く 其榮譽其愉快遙かに苟も生きて汚名を残すに勝る
 是れ死の最も愛すべき所以なり 古の志ある士 及び仁人が節義の
 ために 欣んで生命を抛ちたるも亦此意に外ならざるなり
 夫れ國に義勇の臣民あるは 猶人に強健なる精神あるが如し 精神強

健ならざれば 人の手足働させず 臣民義勇ならざれば 國の元氣衰へ亡ぶは是れ必然の勢なり

熟々我國の歴史を繙きて 吾々も祖先の特別の性質を觀察するに 最も武を尙ぶの氣象と義勇の精神に富める者の如し 其子孫たる吾々臣民にして 一旦國の大事に臨み死を惜み卑怯未練の舉動ある時は 是れ獨り祖先の名を汚すのみならず 併せて美麗なる國史の態面を汚すものなり 一步を退ひて之を考ふるに 今や徴兵の令あり 軍規秩然として備ふれば 縱令一旦緩急あるも 猥に輕舉妄動するは宜しからざる能く官の指揮を奉じて進退するころ 國民の義務を盡くせりと云ふべし 然れども外寇の勢盛にして 神州の安危に及ぶときは 豈之れを壯丁の軍團にのみ委任して坐視すべきものならんや 請ふ進んで之れを

説いん 強盜あり來りて我財産を掠め我が父兄を殺さんと謀るときは 其家族たるもの袖手傍觀畏避遁逃すべき乎 將た奮闘突撃死を以て之れに當るべき乎 苟めにも人の道と義を知る所の人間たるものは 何として前の者を捨て後の方を取らざるものあらんや 外國の來寇あり百萬の貔貅を驅て我帝國の山川を侵畧し我帝國の臣民を臣妾と爲さんと謀るときは 屈從泣拜して其下風に立つべき乎 將た硝烟を犯し劍花を踏んで肉爛れ骨碎くるも 正義公勇を奮ひ干戈を枕にして邦國の爲に殉死すべき乎 苟めにも日本國民たるものにして 前の者を捨て後の方を取らざるものあらんや 一家は一國の小なるものにして 一國は一家の大なるものなり 大小差ひありと雖も 方向豈二途あらんや 萬一國民たるものにして此敵愾の氣象なかりせば 何として能く

一國の獨立を全ふし一家の幸福を維持するを得んや
抑我の神州は氣候中和、土地沃壤、東方の一の美き國なるを以て、涎を垂らし隙を伺ふの外敵なきを保すべからず、獅獅口を張り巨鷲羽を鼓ち、乾坤本と是れ慘憺たる搏鬪的演劇場なり、今日快晴なれども安んぞ明日の風雨を請合ふことを得んや、今年無事太平なるも明年は外敵の來り侵すことなきを請合ふことを得んや、一朝若し忽必烈の故智を學んで、今より千年前に元主忽必烈と云ふ者あり支那四百餘州を切り取り其勢に乗じ、我間隙に付け込み來り寇する者あるときは、吾々は廿萬や廿五萬の陸海軍を頼みとし安然枕を高ふして眠ることを得べき者ならんや、斯る境遇に逢ふ時は、其時ころは百年目四千萬の同胞は商人職工農失の別もなく、男子も女子も老年幼者も義勇の大和魂を振り起し、精利の日本

刀を抜き翳し、糧食竭きて砂礫を炊くとも、城敗れて霜雪を蔭となすとも、我に蚍蜉蟻の子一疋の援けなく、彼に百萬日に増の新兵ありとも、何を恐れん生命の有らん限り手足の動く限り進んで之れを防ぎ戦ひ、二千五百年の久しき吾々の先祖より傳へ傳へし山川を一寸たりとも、之れを外國人の手に奪はしむることあるべからざ、是を之れ愛國の實を擧げたる者と謂ふべきなり

第九章 國法と遵奉すべし

國法とは民法商法刑法を初めとして諸般の規則までを含むものにして其種類甚だ多しといへども、皆國家の安寧秩序を保ち人民の生命財産を保護する爲に設けられたる者なり、若し國に法律規則なきときは、宛なびら暗夜に燈火のなきが如く此世は暗闇となりて、惡人のみ我儘に

働らきて却て善き人を苦しめ 強き者は弱き者の肉を食ふに至るべし
 亞弗利加内地の如きこれなり 然れどもいかに野蠻の地にては多少
 人間相互ひの約束ありて 此約束を確く守るべき義務あるものゝ如し
 況んや文明國を以て自ら任ずる所の我國には必だ多くの法律規則な
 るべからざるべからざ 此外には憲法勅令等あり 憲法は英聖なる天
 皇陛下も我々臣民の權利自由を固からしめんが爲に 古よりの風俗習
 慣及び各國憲法の得失とを酌み量り給ひて定められし者なれば 飽く
 までも能く遵奉して以て洪大なる 天恩に酬ひ奉らざるべからず 勅
 令は 天皇陛下の特に御命令遊ばさるゝものにして尤も重きものなれ
 ば 我々臣民たる者の謹みて遵ひ守らざるべからざるものなり
 世の中には法律規則を邪間物の如く考へ 或は法律規則を犯して官の

手を煩はす者往々あり 誠に嘆はしき限りにあらざや 彼の支那の如
 き法律の不完全なる國にありては我物も我物にあらざるが如く 己れ
 汗水を垂らして儲けし金銭も我物顔することを得ぞ 常に之を秘め藏
 くして人に知られざるやうに爲さざるべからず 若し金銭を貯ふるこ
 とを知らるれば官吏など來りて強りに奪ひ去ることあり 若し與へざ
 れば無法にも無實の罪を造しらへて牢獄に繋ぎ苦しむるなど 言語に
 斷へたること多し 我國現時に比らざれば如何にぞや 我々枕を高ふ
 し安樂に世渡りを爲し得らるゝものえ 全く法律の設けあるを以てな
 り 而して法律規則は 天皇陛下の此世を穩かに治め給ふために欠く
 べからざるものなり 故に法律規則を能く遵奉するは 天皇陛下に對
 し奉りて忠義の一端ともなるものなり 我天理教會信徒は神の道を奉

じ尊王愛國の精神に富むものなれば 能く法律規則を守りて官の手を煩はさぬやうになし 殊に租税の如きは此世を治め給ふに就き要する所の費用なるを以て 快く之れを出して決して納め方を怠るが如きこととなすべからず

第十章 人倫と重すべし

神の人を造り給ふや既に男女の両性あり 男女の両性あれば必ず夫婦あり 夫婦ありて而して後ち親子あり 親子ありて又兄弟あり 此夫婦親子兄弟相互の關係は自然の理によりて生ずるものなり 此關係ハ世の中萬事の基にして 人間相互の交際上にも及ぼすものなれば尤も常に心を用ゐざるべからず されば長くも明治廿三年に下し給ひし教育に關する勅語の中にも「父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信

シ」と宣へり以下親子兄弟夫婦朋友の關係に就きて其概略を説き明かすべし

「親子」父母の子に於けるや其苦勞實に大ひなり 生れて三四年の間は之を抱き之を養ひ夜も寐々に眠らず 我身の瘦せ疲るゝをも厭はず 最早六七歳となり言語歩行も自由になれば 即ち學校に入れ師匠に付けて教育を受けしめ 以て善き人となさんことを願ひ一人前の人間となれば嫁を求め以て一生涯の幸福を考ふるなど寝ても寐めても子の生ひ立ちと幸福を思はざるなし 之れ神より命じ給ふ親の慈愛心なりと雖も 子たる者は常に父母の厚き恩を思ひ 一日片時も孝行を怠るべからず 是て孝行は親に事へて其體を養ふこと、其心を養ふこととの二途ありて 體を養ふとハ父母の口腹身體を養ふことを謂ひ

心を養ふとは父母の命に能く従ひ其心を悦ばしめ決して心配をかけざ
 るやうなすを云ふ 故に常に飲食物衣服は素より居所寢所にまで能く
 心を用ゐ 夏は涼しく冬は温かにして其身體を安樂に持たしめ 又は
 常に言葉遣ひを優しくし顔色を和らかにして 何事にてても従順になす
 ことを第一となし 我が身の行ひを慎み 能く家業に精を出し 夢に
 も親に心配をかけぬやうになし 其命は譬ひ少しの無理なることあり
 とも決して言ひ争ひを爲すべからず 往々老人は愚痴を云ふ者なれど
 も 之れを辛棒して其心に逆らばざるころ孝行とは云ふなれ さて父
 母の體と心とを養ふのみにて孝行を盡くせりと思ふべからず 必ず心
 底より父母を敬ひ愛するの心なかるべからず 古き語に曰く「犬馬ニ
 至リテモ尙能ク之ヲ養フ敬セズンバ何ヲ以テ之ヲ別タシヤ」とて親を

養ふのみを以て孝行なりとすれば 我が家に畜ふ所の犬や馬にてても之
 れを養ふにあらずや 故に親を養ふ上に尊び敬ひをなすべしと云ふこ
 となり さて孝行の道は人の教を聞きて初めて知る者にあらずして
 生まるゝ初めより子たる者のなすべき務めなれども 往々妻子の愛情
 に引かされて不孝に陥るものあり 嘆はしきことにあらずや 世の諺
 に「子ヲ持テテ知ル親ノ恩」と云ふことあれども 子を持たざる前よ
 り親の恩を思ひ孝行を盡くするべからず 又父母の存命中に孝行とな
 さずして 親の死して後過ぎしことを悔やしみ悲しむも 更に甲斐な
 きことなり古き歌あり即ち

けふのみと思ひて親につかふべし

あすはたのみがとだめなき世に

「兄弟」兄弟は親の體より同じく分るれしものにして、血筋の中にて最も近きものなり。譬へば父母は幹や根の如く兄弟は枝や葉の如きものなり。枝葉枯れて根幹肥へ太るの道理なきと同じく、兄弟相互に中惡しくして父母悦ぶの道理なしされば兄は弟を愛し弟は兄を敬ひ共々親に孝行を盡さざるべからず。また親の没したる後或は他へ縁附せし後或は家を分けし後といへども、互に助け合ひて杖ともなり柱ともなりて一生の間睦じくすべし。然るに世の中には兄弟は他人の始めと思ひ誤まりて、互ひに利益を争ひ果ては仇敵の如くなるものあり。愚なりと云ふべし。さて兄は弟を愛すれども弟は兄を敬はざる時に、兄立腹して弟を愛せざるは人の道にあらず。弟は兄を敬へども兄は弟を愛せざる時に、弟立腹して兄を敬はざるは亦人の道にあらず。人は兎も

あれ角もあれ吾も吾も道を盡して人の惡しきことを習ふべからず。兎角兄弟は子供の間ハ少しの争ひはあるとも、心底は至つて中の善き者なれども、各成長して一人前の人間となれば、妻子の愛に引かされて其親しみ自然に薄くなることあり慎むべきことにあらずや。「夫婦」夫は一家の棟梁にして婦は一家の柱礎なり故に共に力を合せ互に相扶けて、家の事を脩め先祖又ハ親に事へ或は子を教へ養ふこと等は、皆神の命じ給ふ道なりとす。概して云へば夫は妻より體の力も智慧も勝れたるものなれば、厚く妻を憐れみ、妻は夫の下に立つものなれば、深く夫を敬ひ、難義あれば共に苦しみを分け幸福を得れば共に樂しみ、互に捨てず離れず一生を送るべし。されば世の諺に「夫婦ノ和スルハ家ノ肥タルナリ」として、夫婦中善く暮るときは其家繁昌し

夫婦の間常に縛絶へざる時は其家繁げるの道理なきを云ふなり
 世間よも男女同権なりと唱へて 夫も妻も其權利に於て重い輕ひなし
 と云ふものあれども 之れ間違ひの説なり 譬へば國に二人の君主あ
 るが如く 凡ての事行違ひを生じて不和の基とならん 妾は男子の力
 なりと云ふといへども 一家の波風を起す基にして 夫婦の和合は更
 なり家の暮しに取りても亦宜しからず 慎しむべきことなり
 「朋友」人と云ふ字を見るに二本の棒右左よりたれて互に扶け合ふ
 の形なり 之れ人間は決して獨り立ちて行くこと能はず 必ず人々互
 に持つ持たれつ世渡をなさざるべからざるを云ふなり 而して吾が親
 族の者を除きて吾が相談相手となるべき者は友達なり されば一たび
 交際をなせとも友達何時迄も變らざるやうせざるべからざらば 友達の

交際を何時までも變らざるやうせんと欲すれば 信の一を杖とも舟と
 も頼むべきものなり 信とを誠にして口と心とに裏表なきを云ふ 譬
 へば友達不幸に陥り貧乏なすことありども 初め富家の時も同じく交
 際をなし 我が力の及ぶ限り之を助け救ふなど尤ら誠の心を以てせざ
 るべからず 然るに此に信と義との爲にあらずして 利益の爲に交際
 をなすものあり 此かる輩は互に利のある間は極めて親切にして 或
 は口の物も食ひ合ふやうよなし 人目から羨まるゝも一たび利を失ふ
 に至らば 昨日の親しみを忘れて今日を仇敵の如くあるものなり 之
 れ眞の友達にあらざるなり 故に友達の間は利を捨て、義を重んじ信
 を失ふこと勿れ
 以上親子夫婦兄弟朋友の關係につき其概略を説たり 之れに君臣を加

へて五倫と云ひ人の道の最も重きものなり 人たるもの、常に心を用ふべきことなり 而して君と臣の關係につきては別に陳ぶる所あるべし

第十一章 正直の首に神宿る

世間にて商賈をなすに粗悪なる品物を上等なりと詐りて客を欺ふ又は懸値を云ひて貴く賣り付け以て多くの利益を取るものあり 世間の人は之を見て彼の人を商ひ上手なりと云ひ 其人も亦商賈とは人を欺ふて思はぬ錢儲をなすことなりと思ひ 人も我も商賈の常事なりとして怪まざるを 誠に嘆はしきことなり 又は無い物貴りとして品物拂底になれば俄かに値を貴くなし 甚しきは元價の數倍以上に賣りて 他人の難義は其方にてせよ我は福德の百年目なりと云はん計りの顔とな

して 平氣に商ひをなし不意の錢儲けをなすもの往々あり 之れ亦世の人は少しも心に懸げずして 彼の人は幸福者なり商ひ運の能き人なりと云ひ 其人も亦曰くお蔭にて大に儲をなせしとて鼻を高くし 人も我も當然なりとして 怪しまざるハ又不思議ならずや 人を欺して不當の利益を儲け 又は人の難義に附け込み自分一人利益を貪るが如きは 是れ人の道に叶ひたりと思ふや 前の方は手ころ出さねども他人の物を盗みとると決して差はざるなり 後の方とても僅かに隣の心ある者は決して爲すこと能はざる所爲なり 商人は十露盤珠を彈きて厘毛を争ふは素よりなれども 人を欺し人を苦しめても自分のみ懐を温めんと思ふは 誠の商人にあらずして之れ山師の所爲なり 世の諺にも「人垢身ニ付カズ」と云ふことありて 自分の身を苦しめして人

の汗水を垂らして儲けし金銭を貪り取るとても 何時しも又自分の身を離れて我が物とならざるを云ふなり 又古き語に「悖ヒテ入ルモノハ又悖ヒテ出ツ」とて道理に脱れて錢儲をなしても又直に無くなることを云ふなり されば人を欺して商賣をなすものは 一度は思はぬ錢儲をなすことありとも 永らく續くべき道理なき 之れに反して下等の品物を下等となし 利の如きも一割とか二割とか以上は之を取らざして 正直に商ひをなすときは一時は儲少なきが如くなれども 月を累ね年を積むに隨ひて人々其店を信じ 行末は必ず繁昌すべきと疑なし 今の世は兎角人間の心薄情に傾きて 人を欺し人を苦しめて何とも思はぬ風あれども 早く此惡しき風を矯め直したきことにこそ 昔し北條時頼と云ふ人の語に「人ハ正直ヲ以テ世ヲ渡ルベシ」と

誠に然り 今の人能く味ふべき言葉なり 神も亦正直なることを悦び給ふものにして 正直なる人には必ず幸福を下し給ふべし 然れば昔より「正直ノ首ニ神宿ル」とは云ふなり 故に人は心を誠にして詐りなく常に潔くして 道理に脱れたる利益は如何に多くとも惡みて之を捨て 又譬ひ僅かの物たりとも我の物にあらざれば決して之を取ること勿れ 例へば途中にて金錢及び其他のものを拾ふことあるも 是れ自分の物にあらざる故に 必ず其遺し主に返して安心せしめんことを思はざるべからず 此頃大阪の商人某の店へ金五圓を忘れて歸りし客あり 何日経ちても取りに來らざるを以て 遂に新聞に廣告して遺し主を尋ねしことあり 何と正直なる人にあらずや 人は常に此くありたきものなり 一休和尚云へることあり「地獄遠キニアラズ己ガ罪之

ヲ責ム極樂モ亦眼ノ前ニアリ」と流石悟れる僧の名言と云ふべし

第十一章 恩と知らざる者は禽獸に劣る

「鳥ニ反哺ノ報アリ」とて鳥は能く恩を知りて 親より百日の養を受くるときは又百日の間親を養ひ返すことを云ふなり 鳥は之れ唯一の鳥類なれども能く其受けたる恩に報ゆべきことを知り ましてや萬の物の主と云はるゝ所の人間は猶更のことにあらずや 凡ろ人たる者は人より恩を受けたる時は長く忘るべからざるは勿論にして折節の禮儀を勤むべきことなり 然るに世の中には往々あることにて 初め恩を受けたるときは大に悦びて其人に禮など言ふことなどあれども 年月過ぐれば次第に舊き恩を忘れて 果ては恩人を尋ね來ることさへなきに至る者あり 甚しきものは恩を報すことはさて置き却りて恩を仇

にて報へす愚者あり 譬へば人より金を借りて一時の難義を凌ぐことを得ば 何時までも其恩を思ふべき筈なるに 之れを返す時に彼是苦情を云ひ立て、無理の争ひをなし 又は蔭にて恩人の悪口を云ふなどはれなり 是れ即ち「借ル時ノ地藏顔返ス時ノ閻魔顔」の諺に漏れざるものなり 此の如く恩を忘るゝは是れ人の道にあらざるなり 恩を受ければ必ず始終に其事を思ひて 何時しか其恩を報すの心懸なかるべからざ 凡ろ恩を知らざるは凡夫の習ひにして致し方なきものなり されども我が身はゆる薄き人情の眞似をなして恩を忘るべからざ 恩を忘るは人にして人にあらずと思ふべし 犬は卑しき獸なれども養ひを受けし主人を慕ひて去らず もし富める家に引き寄せ甘き食物に飽かしむと雖も 貧乏き主人を思ひて逃げ歸るものなり 或は數十里

の道をも遠しとせずして歸り 遙かなる海を隔つとも泳ぎて還ること
 あり されば恩を知らざる人は犬にも如かずと云ふべし 耻づべきこ
 とにあらずや さて人によりては我は人より恩を受けたることなしな
 ど云ふものあれども大なる僻事なり 我々のかく安樂に世渡をなすこ
 とを得るは抑誰の恩なりや 我々を生み我々を養ひ育てしは誰の恩な
 りや 我々を教へ導きしは誰の恩なりや 我々の安樂に世渡をなすこ
 とを得るは之れ君の恩なり 我々を生み我々を養ひ育てしは親の恩な
 り 我々を教へ導きしハ師の恩なり 人生れて此三つの恩を受けざる
 ものなし 故に昔より「人生三恩」とは云ふなり 既に此三つの恩を受
 くるものとするれば 君親師に對して其恩を報へすべき心懸けあらざる
 べからざ

第十三章 陰徳と施さきべし

人は家にあると外とにあるとに關らず常に陰徳を行ふべし 心に人を
 憐れみ慈しむことを第一とし我身に善きことを行ひて 其善きことの
 人に知れざるやうなすを陰徳とは云ふなり 人は常に心よ慈善を行は
 んことを思へば人を恵むの機會なしとせず 故に人々此世に生れたる
 以上は 博く人を愛し人の難義を救ひ助くるの心懸けなかるべからず
 己れに餘りあれば勿論にして たどへ餘りなきも力の及ぶ限り憐れ
 みの行ひをなすべし 己れのみ安樂に暮らして人の難義を見ても捨て
 置くが如きは 是れ大なる間違ひの了見なり 常に無用の入費を省き
 儉約を第一となして金錢を貯へ 廣く慈善の行ひをなさば之に過ぎた
 る樂なきべし 最明寺時頼の歌に

廣く世を惠む心をもちとして

よろづのつひえをいとふべきなり

さて人を慈しみ助くることは富家にあらざれば爲し難きやう思ふもの
あれども 貧乏の人にては其力に相應して善き事を爲し得べきものな
り 譬へば食ふべき物もなくして空腹に苦しめる者に一碗の食ひ物を
與へ 着るべき物もなくして寒きに凍へたる者に一枚の衣物を與へ 年
老ひたる者を扶け病み腦める者を勞はり 又は人の過失を笑はず人の
陰事を云はず 又は道路、橋梁、などに少しの破損あれば之れを取繕ひ
て往來の便利を謀るなど 其他自分の身を働らめしきへすれば随分な
し得べきことは數多あるべし さて此頃世間の人の爲す所を見るに
人の難義を救ふにも新聞に其名を廣告せらるゝを以て 金穀を出す者

多し之れ心底の誠より出すものにあらずして 人に其金穀を出せしこ
とを知らるゝを願ふら ことなくば世間の手前にて出すものなり 其人
の心の中を推し謀れば如何にも淺間敷ことにあらずや 己れ善き事
をなして人之れを知らざるとても 決して心配するに足らざるなり
却りて知らるゝを望むは間違ひなり たとへ陰にて善き事をなし人は
之を知らざるとも 神は能く之れを知り給ふものなり されば古き語
に「陰徳アルモノハ陽報アリ」又は「積善ノ家ニハ餘慶アリ」とて陰
の善き事を爲すものには何時となく其報ひ我身に來りて 神より幸福
を下し給ふものなり

抑此陰徳は我天理教會の最も力を盡くして教ふる所なり 教祖も亦躬
自ら陰徳を施こして模範を示し給へり 故に一たび我教會の信者とな

れるものは 多少の陰徳を施さざるものなし 其二の例を擧ぐれば 本部を初めとして諸國にある所の支教會分教會の建物は實に莫大の費用を要せり 而して之れ皆信者の義捐せしものなれども 一人として其名を知らるゝことを願ふものなし 又は數日の間腰辨當にて道普請などの手傳をなして 其賃錢を求めざるのみならず 其名前さへ告げざるもの多し 其他一々かくの如き類を擧ぐる時は數多あるべし 見よ何れの寺院にては僅かに一棟の鐘樓を建つるにも 住寺は素より多くの世話人は寄進帳を手にして 家々を廻り或は勧め或ハ頼み且金を出さしむる一の手段として 寄進人名を尤も人目の付き易き所に掲示しなどして 漸くに普請をなしこれ善男善女の喜捨によりて成るものなりと法螺を吹けるものあり 之れをも猶陰徳を施せりと云

ふことを得べきか 嗚呼佛教もまた世の末なるかな

第十四章 八の埃と去るへし

日月も叢雲に掩ふはるれ、其光を失ふ 之れを以て直ちに日月ハ光なしと云ふことを得ざるべし 一時え叢雲のために光りを失ふといへども 叢雲さへ晴るゝ時ハ再び光を放つべし 人の生れし初めは皆其性善なるものなれども 成長するに隨ひ種々の悪しき事に染りて 叢雲のために善き心を掩ふはれ悪しき人となるものなり たとひ悪しき人と雖も心を掩ふ所の叢雲さへ取り除きなば 再び初めの善き心となることを得るものにして 恰も日月の叢雲に閉ぢらるゝことあるも 又再び光を放つことあるが如し さて心の叢雲は種々あれども其尤も甚しきものハツあり即ち欲しひ、惜しひ、恨み、腹立ち、愛ひ、憎ひ、忿心、

高慢、となす 是れ教祖の我々に教へ給ふ所にして 亦神の悪くみ給ふ所なり 之を八ツの埃と云ふ 人は此八の埃あるためよ 持ちて生れし善き心も曇を生じて遂に悪しき道に踏み迷ふものなり故に人々此八ツの埃を取り除けば善き心再び光を放ちて 誠の道に立ち返り其行ひ凡て善くなり人の道に叶ふに至るものなり 善きことを爲せと云ふも悪きことを去れと云ふも其教ゆる所は一ツにして悪心を去れば 其人は即ち善き人と云はざるを得ず 凡て人の行ひは善悪の二途あるのみなり 前章にも詳しく述べし如く たとひ今まで悪に染まりし身體も一たび行ひを改めて心の曇を拂ひなば 神も亦喜びて助け給ふものなり 古き語に「過テ改ムル善之レヨリ大ナルハナシ」とて 人皆誰れにて過なきものなし されども過を知りたれば速かに之れを改め

て 善き事さへすれば善に二ツなきを以て 初めより過なくして爲す善も過を改めて後に爲す善も決して異なることなし 故に善之れより大なるはなしと云ふなり されば此八ツの埃を持つ所の人ハ早く之れを取り去りて 神の御助けを願はざるべからず 以下八ツの埃に付きて其概略を説かん

「欲しひ」欲しひと云ふとは誰れしもあるとにて 一概に悪しきとにあらず 天理人道に叶ひて欲しひと思ふとは之れ當然のとなれども 他人の美き着物を見ては欲しひと思ひ 我が身分をも顧ずして高貴の人と同じやうなる風をなし 又は他人の多く金錢を貯ふるを見ては欲しひと思ひ 働きて儲けることを忘れて 果ハ人の物を盗み取るなどするものあり 之れ等は皆欲しひと思ふ心の増長して悪しき道に踏み入

るものなり 故に道に違ひて欲しひと思ふ心を埃の一となすなり
 「惜しむ」 時間を惜しむなどれことは 至極善きことなれども 妄りに物を惜しむときは遂に吝嗇に陥り爪に火を点すやうになりて 義理も絲瓜もなく人に施すことは夢にも思はずして 出すことは懐より手を出ずことも厭ひ 人より爪弾きせらるゝものあり 此等の人は他人は愚が親族の者の難義も餘所に見過して 陰徳などは少しも行ふことなきものなり 故に餘り惜しむと思ふは善き事にあらざるなり
 「恨み」 恨みは道理に暗きより起り 又は自分を第一にし人を第二に置くより起ることにて 若し人を先に志自分を後になせば恨みはなきものなり 譬へば 昔菅原道真公は罪なくして筑紫に流されたりと雖も 天皇様を恨み奉る心は露ほどもなし 京を出づる時に天皇様に

奉りし歌にも

流れゆく我いみくづとなりぬとも

君しづらみとなりてとぐめよ

と讀みて天皇様を慕ひ奉り 猶流されて後も只管天皇様を慕ひ申せり 死して後雷となりて御殿に落ちしなど云ふは大なる僻事なり かく道真公の天皇様を恨み奉らざるを 道理に明るく且我身を後になせるを以てなり 人々此心を以て心とせば恨みと云ふことはなきものか

「腹立ち」 腹立ちえ心の狭きより起るものにて 廣く大なる心を持つて 人は腹を立てること少なきものなり 近き例を擧ぐれば男子と女子と何れか多く腹を立て易きかを考ふれば 女子は男子に比らべて大概

心の狭く小さきものなれば 少し位のことにては直に腹を立てること多し 凡ろ腹立ち争の起る本にして 腹立ちさへなければ争ハ多く起るべきものにあらず さて腹立ちを少なくせんと思へば 耐忍と心を廣く大きく持つこと肝要なり 昔し或人曰く 若し人より我面に唾を懸けらるゝことあるも 之を拭かずして捨て置く時は自然に干くべしとして 人より誹らるゝことあるも 別段洗ひ立てをせずして 捨き置く時は其惡口も自然に止むことに譬へたる話あり 是れ胸廣くして耐忍なければ爲し能ふことにあらず 萬事かくの如く常に心懸くる時は腹立ちも自然に少なくなるに至るべし

「愛ひ」 愛の心は神より授け給ふものにして 人々の必ず無がるべからざるものなり 若し此愛の心なき時は 親子夫婦兄弟の間は素より

萬の物に對して無味淡泊のものとなるべし されば教育に關する勅語にも「博ク衆ヲ愛シ」と宣へり 愛は人間世渡の上に於て實に必要欠くべからざるものにして 自愛心及び他愛心として自分を愛し又は他の物を愛するの心なき者はなし されども往々愛に溺れ易きものにて 愛ほど恐ろしきものはなし 愛のためには貴重の命を捨てるものさへあり 或る餘り物事を好み過ぎて家産を墜すもの往々あり 故に愛も適度に用ふときは必要なれども 度を過す時は大なる間違を生ずるものなり 思ふに教祖も亦愛の總てを去れと云はれしにあらずして 度に過ぎざるやうにすぎことを教しへ給ひしなるべし

「憎くひ」 憎くむと云ふことは凡て罪の起る本にして 心の中に憎くひと云ふことなき時は 實に清淨無垢の者なり 神の御心はすべて

愛を以て充たされ物を憎くみ給ふことは夢さならなきことなり 往々神の御怒りを受くることあれども 是れ唯自分の行ひ悪しくして道に背けるを以て 神は其人を愛し給ふこと深くして 早く心を改めさせんが爲に其罪を罰し給ふものにして 決して其人を憎くみ給はず されば古き語にも「其罪ヲ憎ミテ其人ヲ憎マズ」と云ふことあり 故に濫りに人を憎むことは大に悪しきことなり

「慾」 今昔も共に無慾を貴ぶものなれども 人間として恐らく慾のなき者はなし 慾なき時を第一自分の身を愛する者なきに至るべし 即ち空腹になれば食を求め寒ければ衣を求むるは是れ慾なり 故に道に叶ひて求むる所のものは凡べて至當の慾と謂はざるを得ず 唯世間の人の賤む所の慾とは人間に必要欠くべからざる所の慾にあらずし

て道に背きて求むる所の慾を云ふなり 古き語に云へることあり「廉士ハ財ヲ愛セザルニアラズ之ヲ取ルユト道ニ由ル」と 是れ正直の人にて金銭を好まざるにあられども 道に叶ひたるものにあられざれば決して取らざるとを云ふなり 故に道に背むける慾は謹しむべきなり 亦教祖の意も之れに外ならざるべし

「高慢」 高慢の悪しきことは世間の人の常に云ふ所にして 今更詳しく説く必要なきが如し さて高慢の心は人を侮り自分を崇めるより起るものなり 人を敬へば人亦余を敬ひ 人を侮れば人亦余を侮るものにして 佛家の謂はゆる因果應報は自然の道理あり 故にたとひ我より下の人と雖も侮らずして 我の身を謙遜ること第一とすべきなり

神官 必携 神道教導軌範 終

明治廿九年五月七日印刷
明治廿九年五月十五日發行

著者 柴崎翠山

發行者 奈良縣大和國山邊郡丹波市町大字三島八番地 今村熊太郎

印刷者 大阪市東區和泉町貳丁目八番邸 前野茂久次

大賣 大和國山邊郡丹波市町大字三島天理教會御本部前
仲田書店
大和國添上郡帶解村
木原保吉
捌所

明治廿九年五月七日印刷
 明治廿九年五月十五日發行

著者 柴崎翠山

奈良縣大和國山邊郡丹波市町大字三島八番地

發行者 今村熊太郎

大阪市東區和泉町貳丁目八番邸

印刷者 前野茂久次

大賣所 大和國山邊郡丹波市町大字三島天理教會御本部前
 大和國添上郡帶解村 大字今市
 仲田書店 木原保吉

醫者の不養生紺屋の白袴とは世の謬なるが自分の内て出来ると思ふことは兎角等閑になり
 がちなもの終には養生せしむるに造りませず育てまじたる尊ぶるとき國であるシテ見れば能く
 一の名を神國とも申すはどのに神の造りませず育てまじたる尊ぶるとき國であるシテ見れば能く
 神の教を守り居るかと終るものに神の造りませず育てまじたる尊ぶるとき國であるシテ見れば能く
 のやも知らず世を終るものに神の造りませず育てまじたる尊ぶるとき國であるシテ見れば能く
 れで済むことなれど我が國の神の造りませず育てまじたる尊ぶるとき國であるシテ見れば能く
 どであるこの布教道話といふ書は神の造りませず育てまじたる尊ぶるとき國であるシテ見れば能く
 ちもなきいとやさしく話したる神の造りませず育てまじたる尊ぶるとき國であるシテ見れば能く
 樂しきが中にも能く神の造りませず育てまじたる尊ぶるとき國であるシテ見れば能く
 はこの書に能く神の造りませず育てまじたる尊ぶるとき國であるシテ見れば能く
 一讀して不養生の醫者や白袴の紺屋と笑はれんやうの好書たるは疑ふべくもあらざる人々

神職必携 布教道話

全壹册

●製本体裁有職本頗る美製●印刷
 鮮明にて厚白紙なり
 ●定價金貳拾五錢
 ●正價金貳拾錢
 の所今般特別にて
 各地方郵便送りは別に郵送費金六
 錢申請候事

出版元 大阪市東區南久太 天理教會本部
 今村松聲堂 大和國添上郡帶解村大字御解

書肆 高田書店 武田交盛館 北田書店 木原文進堂 井久保誠明堂

必携職神道布教規範

定價金拾貳錢
特別正價金九錢
郵税金四錢

我國は神國なりしものと万国に比類なき世界小秀でたる神國なり而して其神は彼の外國人の云ふか如き想像を以て畫き出したるものみならず開闢の初めより我日の本を治め給ひし御神なれば此國に生れたらん人々は神を尊敬せはすむべきや然りと雖何故に神は尊ぶべき何故に敬すべきを知らざれば尊敬の心は起らぬものなり此書は丁寧懇切に神道を説き神の敬むべきを知らざれば尊ぶべきことを或は説教風に或は講談体に或は演説振りを述べられたるものなれば神職家之を細けば以て布教の資けとなすべく尊神家之を讀めばますます神の尊敬すべき所以を知り神道に意なさまものも一度之を見るときは忽敬神の人となりこれ迄神をあるそのおせしを悔ゆるにいたらん誠みいまだ發てあらざるの珍書なり殊に本書は活字を大にしたれを老人も容易に讀むを得べく漢字はのなりを假名を附しあれば婦女幼童亦讀みざるの憂なし江湖の諸彦必ず一本を求め給へ

元發賣 大和國山邊郡丹波市町大字三輪天理教會所御門前 今村書店・所仲田書店
大和國 添上帶解 木原書店

神道演說集

敬神 訓蒙 說教道の話初篇

敬神 訓蒙 後篇

神道本局 葬義式

誠教 敬神道の話

必携家 大教宣布詔書義解

必携家 神道明教道話

必携家 神道說教大意

必携家 三條大教憲義解

唯一本 神道天理教大意

全一冊 定價金貳拾五錢○特別實價金拾四錢○郵稅四錢
全一冊 定價金拾五錢○特別實價金拾四錢○郵稅四錢
全一冊 實價八拾五錢
全一冊 定價金二拾五錢○實價金拾四錢○郵稅四錢
全一冊 定價金拾錢○特別正價金七錢○郵稅四錢
全一冊 定價金拾錢○特別正價金七錢○郵稅四錢
全一冊 定價金拾五錢○特別實價金九錢○郵稅四錢
全一冊 定價金拾錢○特別正價金七錢○郵稅四錢
全一冊 定價金五錢○特別正價四錢○郵稅二錢

●全部完成二附特別廉價發賣廣告

●大久保初雄先生講義**皇典學全書(普通科)全部** 第八編迄 **八册完成**

文學博士黒川眞頼大人序

●**古事記講義全三册** 頗美體帙入堅牢製本 ●紙數八百九拾頁印刷鮮明 正價金壹圓貳拾錢今般特別實價金八拾五錢

贈正四位神道大家平田篤胤大人題字 樞密顧問官子爵海江田信義公題

●**祝詞式講義全二册** 頗美體帙入堅牢製本 ●紙數五百五拾頁印刷鮮明 正價金七十五錢今般特別實價金五拾五錢

文學博士小中村清短大人序

●**織原抄講義全二册** 頗美體帙入堅牢製本 ●紙數六百八拾頁印刷鮮明 正價金七拾五錢今般特別實價金五拾五錢

故大勳位入通官朝彥親王殿下御題

●**古語拾遺講義全壹册** 頗美體帙入堅牢製本 ●紙數三百七十頁印刷鮮明 正價金三拾八錢今般特別定價金三拾錢

本書は内務省訓令第四號(明治二十年五月三日)官國幣社試驗規則に基き普通科受験者の便を計り先生積年の經營を費し追次講義せられたる者にて今や其全部の完成を告ぐ世間流布の講義書とは異なり同一視せられざらんことを熟讀の上にて知らるべし今般弊堂出版元と特約一手大賣捌致特別廉價に販賣す御購求あらんことを

大賣捌

大和國山邊郡丹波市町字三島天理教會所御本部前
大和國添上郡帶原書林

今村書店

●**所仲田書店**

